

一般財団法人仁明会 訪問看護ステーションはんず芦屋運営規定

指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）事業運営規定

（事業の目的）

第1条 一般財団法人 仁明会が設置する訪問看護ステーションはんず芦屋（以下「事業所」という。）において実施する「訪問看護及び介護予防訪問看護」（以下「訪問看護」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、訪問看護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、要介護状態（介護予防にあたっては要支援状態）の利用者の立場に立った適切な訪問看護の提供を確保することを目的とする。

（訪問看護の運営方針）

第2条 事業所が実施する訪問看護は、利用者の意思決定ならびに人格を尊重し、また心身の特性を踏まえて可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営めるよう援助を行う。

- 2 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に実施するものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、その他の保健・医療・福祉サービス提供者との綿密な連携を図り、総合的なサービスを提供に努めるものとする。
- 4 訪問看護の終了に際しては、利用者又はその家族に適切な指導を行い、主治医や居宅介護支援事業者、地域包括支援センターへ情報提供を行うものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1） 名 称 一般財団法人仁明会 訪問看護ステーションはんず芦屋
- （2） 所在地 兵庫県芦屋市川西町2-37

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- （1） 管理者 1名看護師（常勤）
管理者は、主治医の指示に基づき適切な訪問看護が実施されるように必要な管理及び従業員の管理を一元的に行う。
- （2） 訪問看護員 常勤 2名以上
訪問看護員は、主治医の指示による訪問看護計画に基づき訪問看護業務に当たる。

- (3) 事務職員 常勤 1名
必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。
(祝日及び、12月29日から1月3日まで、3月1日を除く)
- (2) 営業時間 9時から17時までとする。
- (3) サービス提供時間 9時から16時までとする。

(訪問看護の内容)

第6条 訪問看護計画書の作成及び利用者又はその家族への説明、利用者の希望、主治医の指示及び心身の状況に踏まえて、療養上の目標、当該目標を達するための具体的なサービスを行う。

(サービス内容)

- (1) 病状の観察、障害の程度による生活のしづらさ観察。
- (2) 健康チェック
- (3) 精神科リハビリテーション
- (4) 認知症患者の看護
- (5) 医師の指示による医療的処置の実地
- (6) 療養生活や介護予防についての指導及び援助
- (7) 保健・医療・介護福祉サービスとの連携

2 訪問看護計画書に基づく指定訪問看護

3 訪問看護の報告書作成

(通常の事業実地地域)

第7条 芦屋市、神戸市東灘区・灘区(都賀川より東側付近)

(緊急時における対応)

第8条 訪問看護員は、訪問看護実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときには、速やかに主治医、居宅介護支援事業所に連絡するなどの処置を講ずるとともに管理者に報告する。

(訪問看護の利用料等)

第9条 訪問看護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬及び医療報酬告示上の額とする。また介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受理サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受け取るものとする。

る。なお法定代理受領以外の利用料については「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成 12 年 2 月 10 日厚労省告示第 19 号）によるものとする。

- 2 指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料については「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成 18 年厚労省告示第 127 号）によるものとする。
- 3 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、実施地域を越えて 1 kmあたり 40 円とする。費用（交通費）に関し、事前に文章で説明したうえで、その内容に及び支払いに同意する旨の文書に署名（署名押印）を受けるものとする。
- 4 利用者又はその家族が、正当な理由がなく訪問看護サービスの提供をキャンセルした場合は、キャンセルした時期に応じてキャンセル料を徴収する。前日までに連絡があった場合は 0 %。当日連絡がない場合は 5 0 %を請求する事とする。
*ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合はその限りではない。
- 5 利用料等の支払を受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料の費用について記載した領収書を交付する。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

- 第 1 0 条 訪問看護及び介護予防訪問看護員は、訪問看護及び介護予防訪問看護サービス提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医、居宅介護支援事業所に連絡する等の措置を講ずるとともに管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 訪問看護及び介護予防訪問看護サービスの提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
 - 3 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が事業所の管理者に報告されるとともに原因の分析の結果に基づき策定した改善策を従業者に周知徹底する体制を整備するものとする。
 - 4 訪問看護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。
 - 5 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録をしなければならない。
 - 6 事故防止の発生のための会議及び従業員に対する研修を行うものとする。

(衛生管理等)

第 1 1 条 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

(運営内容の自己評価並びに改善の義務付け及びその結果の公表)

第 1 2 条 事業者は、その提供する訪問看護サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

2 事業者は、前項における評価の結果を公表するよう努めなければならない。

(苦情処理)

第 1 3 条 訪問看護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、提供した訪問看護に関し、介護保険法第 23 条又は第 115 条の 45 の 7 の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した訪問看護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(暴力団等の影響の排除)

第 1 4 条 事業所は、その運営について、暴力団等の支配を受けてはならない。

(研修による計画的な人材育成)

第 1 5 条 適切な訪問看護サービスが提供できるよう従業員の業務体制を整備するとともに、従業員の接遇や資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

2 前項の規定により、研修の実施計画に従業員の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行い、従業員を計画的な育成に努めるものとする。

(人格の尊重)

第 1 6 条 事業者は、当該利用者の意思決定及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたち訪問看護サービス提供するものとする。

(秘密の保持)

第17条 事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用や家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 事業所は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者や家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じるものとする。
- 3 事業所は、訪問看護サービスを提供する者等に対して、利用者や家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者や家族に同意を得ておくものとする。

(虐待防止に関する事項)

第18条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(記録の整備)

第19条 事業者は、訪問看護サービスに関する記録を整備し、そのサービス提供の完結の日から5年間保存するものとする。

附則

この規定は、令和3年7月1日から施行とする。